

初等中等教育局委託事業事務処理要領

平成 20 年 3 月 28 日
初等中等教育局長決定
改正 平成 23 年 3 月 22 日
改正 平成 23 年 6 月 15 日
改正 令和 3 年 2 月 19 日

(目的)

第 1 条 初等中等教育局の関係予算により実施する委託事業に関する事務は、会計に関する法令に定めるもののほか、この要領により適切に処理するものとする。ただし、各委託事業において別に定めがある場合は、それに従うものとする。

(委託契約書)

第 2 条 委託契約書（以下「契約書」という。）の様式は、様式第 1 とし、委託変更契約書の様式は、様式第 2 とする。

2 前項により難しい場合は、必要に応じて委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が協議の上、加除修正を行うことができる。

(法人格を有しない団体（以下「任意団体」という。）に関する事項の提出等)

第 3 条 契約書第 2 条の二に規定する「書面」の様式は、様式第 3 とする。ただし、乙が任意団体でない場合は適用しない。この場合において、契約書中「第 2 条の二」を削除する。

(会計処理関係)

第 4 条 契約書第 2 6 条に規定する「帳簿」の様式は、様式第 4 とする。ただし、様式第 4 に掲げられた事項が不足なく記載されている場合は、乙において会計関係書類として定められ又は使用しているものでも差し支えない。

第 5 条 契約書第 2 6 条に規定する「支出を証する書類」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 人件費は、備上決議書（日額、時間給の決定事項を含む）、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書等及び会計伝票又はこれらに類する書類。
- (2) 諸謝金は、出勤簿、活動報告書、出面表、支払明細書、領収書等及び会計伝票又はこれらに類する書類。
- (3) 旅費は、出張依頼（命令）書、領収書等及び会計伝票又はこれらに類する書類。
- (4) 借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費及び再委託費は、支払関係の書類（見積書、発注書、契約書（請書）、納品書、検収書、請求書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類。

第 6 条 前条の書類は、第 4 条に定める帳簿とともに、これに記載された順番に編纂して

整理し、委託事業終了後5年間保管し、甲の指示があった場合は直ちに提出できるようにしておかなければならない。なお、原本を別綴とすることが困難である場合には、その写によることができる。

第7条 委託事業に係る経費の支払等の方法は、次によるものとする。

- (1) 委託事業の経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより第5条の書類により処理するものとする。
- (2) 第5条に掲げる経費のうち、通信費など、委託費部分を個別に支払うことが困難な場合は、委託費以外から立て替えて支払った経費を委託費から支払又は充当することとして処理することができるものとする。ただし、この場合、乙は委託費部分に該当する金額を確定できる根拠を作成しておかなければならない。

(再委託)

第8条 乙は、委託事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、委託事業を実施するに当たり、必要に応じてその一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された文書（様式第5）を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、委託事業を再委託する場合は、再委託した事業に伴う当該第三者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

(再々委託の履行体制の把握)

第9条 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲が記載された書類「様式第6（再々委託届出書）」を甲に提出するものとする。

(事業計画及び委託契約の変更)

- 第10条 契約書第9条第1項に定める申請は、様式第7の「事業計画変更承認申請書」による。
- 2 契約書第3条第1項に定める委託費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、様式第8の「委託契約変更承認申請書」を提出するものとし、委託変更契約書の締結を以ってその承認とする。

第11条 契約書第10条に定める申請は、様式第9の「委託事業廃止等承認申請書」による。

(委託事業完了（廃止等）報告等)

第12条 契約書第11条に定める報告は、各委託事業において様式を定める「委託事業完了（廃止等）報告書」による。また、第5条に規定する書類の写を併せて提出するものとする。

第13条 甲が契約書第14条に基づき実地調査を実施する場合、乙は、第4条及び第5条に掲げる書類を甲に提示しなければならない。

(委託費の支払)

第14条 契約書第15条第2項に定める支払いの請求は、様式第10の「精算払請求書」によるものとし、乙は甲から委託費の額の確定通知を受けた後に、速やかに甲に提出するものとする。

第15条 乙は、契約書第15条第4項により、甲が必要と認めた場合に限り、概算払を受けることができる。なお、甲は概算払の必要性を確認するため、乙に対し、様式第11の「支払計画書」の他、必要な書類の提出を求めることができる。

2 前項により、概算払の必要性が認められた後で、乙が概算払を希望するときは、様式第12の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出するものとする。

第16条 甲が、前条第2項の規定に基づき提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認めた場合、乙は様式第13の「概算払請求書」を提出するものとする。甲は、この請求書に基づき、概算払を行うものとする。

第17条 委託費の支払いについては、契約書の一部として、別紙の「銀行口座情報」を甲に提出するものとする。なお、振込先の金融機関は国庫振込取扱店とし、振込口座に個人名義の口座を指定してはならない。

(過払金の返還)

第18条 契約書第16条による返還は、歳入徴収官及び官署支出官より別途送付する納入告知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

(資産の管理)

第19条 乙は、契約書第18条第1項に基づき、委託費により取得した10万円以上かつ耐用年数が1年以上の設備備品等については様式第14の「資産及び預り資産管理表」により管理しなければならない。ただし、乙の会計規程等にこれに準ずる様式がある場合は、これによることができる。

2 契約書第18条第2項に定める標示は、様式第15の「標示ラベル」とする。ただし、乙に同様の備品ラベルがある場合は、これによることができる。

(取引停止措置)

第20条 乙が文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に定める取引停止措置に該当する場合は、同取扱要領により取引停止措置を行う。

(変更届)

第21条 契約書第24条に定める通知は、様式第16の「変更届」による。

(委託費支出明細書の提出等)

第22条 契約書第28条に定める報告は、様式第17の「委託費支出明細書」による。ただし、乙が公益法人でない場合は適用しない。この場合において、契約書中「第28条」を削除し、契約書中「第29条」以降の各条を1条ずつ繰り上げるものとする。

(著作物の提供)

第23条 乙は契約書第29条の定めにより文部科学省が保有する著作物（以下「本著作物」という。）を甲から提供を受けたときは、様式第18の「預り証」を甲に提出するものとする。

第24条 契約書第30条第3項に定める申請は、様式第19の「著作物翻案、改変等申請書」による。ただし、乙が甲から本著作物の提供を受けない場合は適用しない。

第25条 契約書第33条に定める本著作物及び本著作物の複製物を返却する際は、様式第20の「著作物返却書」を甲に提出するものとする。ただし、乙が甲から本著作物の提供を受けない場合は適用しない。

第26条 契約書第34条第2項に定める報告書は様式第21の「複製著作物処分報告書」による。ただし、乙が甲から本著作物の提供を受けない場合は適用しない。

(個人情報の取扱い)

第27条 乙は、預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、契約書第36条第2項に定める申請は、様式第22の「個人情報利用申請書」によるものとする。

(その他)

第28条 様式は、日本産業規格に定めるA列4判とする。

第29条 委託事業を実施するに当たって必要となる文書の提出については、書面による提出や報告を求める必要がないと判断される場合、電磁的方法でも可能とする。

第30条 委託事業に関する事務処理については、この要領に定めるほか、特に必要がある場合は、甲が別に定めるものとする。

第31条 この要領は、令和3年度委託契約分から適用する。

委託契約書（例）

支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長 ○○○○○（以下「甲」という。）と○○○○○（受託者を記入）（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。

- （1）委託事業名 ○○○○○事業（調査研究）
- （2）委託事業の内容及び経費 別添事業計画書のとおり
- （3）委託期間 契約締結日から○年○月○日

（委託事業の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項、委託事業事務処理要領（以下「要項等」という。）及び別添の事業計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【乙が、法人格を有していない団体（以下「任意団体」という。）である場合】

（実施体制の確保について）

第2条の二 乙は、履行体制の確保のため、構成員、会計基準等の必要な事項（以下「任意団体に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、任意団体に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 3 乙は、任意団体に関する事項の変更等を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 4 乙において、会計基準等について特段の定めが無い場合は国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。
- 5 第1項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものとし、債務責任者が複数あるときは、連帯して債務を負うものとする。
- 6 乙は委託業務が完了した日の属する年度終了後、5年以内に第1項により提出した書面に変更がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

（委託費の額）

【契約の相手方が課税事業者の場合】

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、○, ○○○, ○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○○, ○○○円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 前項の「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託費を別添の事業計画書に記載された経費区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という）として、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を別添の事業計画書に記載された経費区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

【契約保証金を免除する場合】

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

【契約保証金を納付させる場合】

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（危険負担）

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

（第三者損害賠償）

第6条 乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」とする。）してはならない。

2 乙は、この委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された事業計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

5 乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

【委託要項等で再々委託を認めていない場合（※この場合第8条は不要）】

7 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託等）することはできない。

（再々委託の履行体制の把握）

第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、

再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
- 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

（計画の変更）

第9条 乙は、別添の事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による経費区分間の流用で、経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認を行うときは条件を付することができる。

（事業の廃止等）

第10条 乙は、委託事業を廃止又は中止（以下「廃止等」という。）しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の承認を行うときは、条件を付することができる。

（委託事業完了（廃止等）報告）

第11条 乙は、委託事業が完了したとき又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止等の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び第50条に規定する支出を証する書類の写を、完了した日又は廃止等の承認の日から、30日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

（調査）

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託事業が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

（額の確定）

第13条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

（実地調査）

第14条 第12条及び前条の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

（委託費の支払及び経理）

第15条 甲は、第13条の規定により委託費の額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

- 2 委託費の支払いは、乙の請求に基づいて、別紙（銀行口座情報）記載の口座に振込むものとし、このため乙は、請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。甲は、同期間に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条及び政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

- 4 甲は、乙からの要求により必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。
- 5 乙は、委託費によって生じた利子については、事業の実施経費に充てなければならない。

(過払金の返還)

- 第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が第13条第1項により確定した額を超えるときは、その超えた金額について、甲の指示に従って返還するものとする。
- 2 乙は、前項の返還に関し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

- 第17条 乙は、第13条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して〇〇日以内に又は委託業務の完了した日から〇〇日以内のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書を甲に提出するものとする。

(資産の管理及び財産権の移転)

- 第18条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。
- 2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託業務により取得したものである旨を標示しなければならない。
 - 3 乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。
 - 4 乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

【日本版バイドールに関する規定が必要な場合】

(知的財産権の範囲)

- 第19条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗権(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗権に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)並びに外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」という。)
- (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上特に指定するもの(以下、「ノウハウ」とい

う。)を使用する権利

- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出という。
- 3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第20条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第22条の規程に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

第21条 乙は、第20条第1項の規定にもかかわらず、委託業務により納入された著作物にかかる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務によ

る成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の報告)

- 第22条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。
 - 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
 - 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第24条第3項に規定する場合を除く。)は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
 - 乙は委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第23条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第20条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
 - 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第24条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第20条、第21条、第26条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第20条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
 - 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

- 第25条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第26条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。
- ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
 - 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の

翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第27条 乙は、第20条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回線配置利用権にあつては、申請から権利の設立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備)

第28条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規定等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第29条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

【コンテンツ版バイドールに関する規定が必要な場合】

(コンテンツの定義)

第30条 この契約書において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81条）第2条第1項に規定するものをいう。

(知的財産権の範囲)

第31条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利

に相当する権利（以下「著作権」という。）

(3) 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知らされていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される利益に係る権利。

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報については案出という。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びに特定情報の使用及び開示をいう。

（知的財産権の帰属）

第32条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれかの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務において創作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(1) 乙は、委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第34条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときには、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設置等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設置等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（国等による無償の実施）

第33条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務に係るコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

(知的財産権の報告)

- 第34条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託業務において創作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。
 - 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、委託業務に係るコンテンツを自ら利用したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、コンテンツ利用届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第35条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第32条、第33条、第34条、第36条、第37条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第32条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第36条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者も実施を許諾する場合には、第32条、第33条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第32条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

- 第37条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(特定情報の指定)

- 第38条 甲及び乙は、協議の上、委託業務に係るコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

(知的財産権の管理)

- 第39条 第32条第2項に該当する場合、乙は、委託業務に係るコンテンツの制作について、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。
- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の設立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の設立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が設立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が設立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の設備)

第40条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務事業を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産所有権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又は、その旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第41条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(不正行為等に対する措置)

第42条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると思われる場合は、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

(1) 乙が、この契約書に記載された条件又は委託要項に違反したとき

(2) 乙が、この契約の締結に当たり不正な申立をしたとき

(3) 乙が、委託事業の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき

(4) 乙が、委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、この契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(違約金)

第43条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第44条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することになった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（利息）

第45条 甲は、第42条第2項による返還金に利息を付することができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3パーセントの割合により計算した額とする。

（相手方に対する通知発効の時期）

第46条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

（代表者変更等の届出）

第47条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

第48条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果（第20条第1項及び第32条第1項に基づき、乙に帰属する知的所有権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託事業の調査）

第49条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（書類の保管等）

第50条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に応じて記載するとともに、甲の請求があつたときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を

整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保存しておくものとする。

(著作権等)

第51条 乙は、本事業の実施に伴い発生した成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）（第20条第1項及び第32条第1項に基づき、乙に帰属する知的所有権を除く。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）について、この委託業務の完了又は廃止の承認の日をもって、甲に無償で譲渡するものとする。

2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

【乙が公益法人（特例民法法人を含む）である場合】

(委託費支出明細書の提出等)

第52条 乙は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、額の確定の通知後速やかに委託費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開することとし、甲に提出しなければならない。また、乙の主管官庁に対しても提出しなければならない。

【文部科学省の保有する著作物を委託業務に提供する場合】

(著作物の提供)

第53条 甲は、乙に対し文部科学省が著作権を保有する以下の著作物（以下「本著作物」という。）を提供し、乙が委託業務に必要な範囲で本著作物を利用することを許諾する。

1 著作物名 ○○○○○○○○○プログラム CD-ROM ○枚

(著作物の使用範囲)

第54条 乙が前条に基づき本著作物を利用できる期間は委託期間とし、第42条第2項、第61条、第62条及び第64条第2項により契約が解除された場合においては契約解除日までとする。

2 乙は、本著作物の利用にあたり、委託業務の目的以外に一切利用してはならない。

3 乙は、本著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより著作物（以下「二次的著作物」という。）を創作する場合には予め甲の書面による承認を得なければならない。

(第三者に対する提供等の禁止)

第55条 乙は、乙以外の第三者に本著作物を提供、貸付又は利用許諾してはならない。

2 前項にかかわらず、乙は、第7条第2項により甲の承認を受けている者（以下「再委託者」という。）に委託契約条項に掲げる範囲内で本著作物を提供することができる。

(権利義務譲渡の禁止)

第56条 乙は、本委託契約から生じる権利及び義務を第三者に譲渡、また担保に供してはならない。

(本著作物及び本著作物の複製物の返却)

第57条 乙は、第53条に基づき甲から提供された本著作物及び本著作物の複製物を第11条の報告とともに返却するものとする。

(複製した著作物の処分) ※複製した著作物を処分する場合

第58条 乙は、本著作物を複製した場合は、第三者に漏洩しない適切な方法でその一切の複製物を第54条第1項の期間中、管理するものとし、第11条の報告までの間に処分しなければならない。

2 乙は、前項により本著作物の複製物を処分した場合は、第11条の報告とともに甲に報告しなければならない。

(二次的著作物について)

第59条 乙が委託業務において、本著作物にかかる二次的著作物を創作し又は、本著作物に依拠して新たな著作物を創作した場合、これらの著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)については、甲に帰属するものとする。

(個人情報の取扱い)

第60条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者(再委託する場合における再委託事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生またはその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

【個人情報の取り扱いを第三者に認める場合】

8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合(当該第三者が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三

者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。

9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同様の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第61条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第62条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第63条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第64条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第65条 甲は、第61条、第62条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第61条、第62条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲が超過分の損害につき、乙に対し賠償請求をすることを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第66条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動 標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

- 第67条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密のことを契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

【国の安全に関する重要な情報を取り扱う場合】

(国の安全の定義)

- 第68条 この契約書において「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

(情報セキュリティを確保するための体制整備)

- 第69条 乙は、組織全体のセキュリティを確保するとともに、委託業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る体制において、経営者を関与させ、経営者の責任の明確化を図ること。
- 3 乙は、第1項に係る体制において、委託業務の実務担当者には「情報処理の促進に関する法律」（昭和45年法律第90号）に基づき行われる情報処理技術者試験のうち、次のいずれかに該当する資格を有する者、又は当該資格において期待する技術水準を満たしていることを他の若しくは業務の実績により自ら証明出来る者を含めることとし、当該者については、新たな知識の補充を行うことに配慮するものとする。
- (1) 情報処理安全確保支援士
 - (2) ITサービスマネージャ試験
 - (3) システム監査技術者試験

(国の安全に関する重要な情報の管理方法等)

- 第70条 乙は、甲から提供される国の安全に関する重要な情報その他委託業務の実施において知り得た国の安全に関する重要な情報については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、委託業務の目的以外に利用してはならない。

(情報セキュリティ対策の履行状況等の報告)

第71条 乙は、委託業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を甲に報告するとともに、次のいずれかの事象を含め情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

- (1) 乙に提供し、又は乙によるアクセスを認める甲の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- (2) 乙による甲のその他の情報へのアクセス

2 乙は、前項に係る必要な記録類を委託業務完了時まで保存し、甲の求めに応じて委託業務完了報告書と共に甲に引き渡すものとする。

(情報セキュリティ監査の実施)

第72条 甲は、委託業務の遂行における乙の情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、その実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)を定めて情報セキュリティ監査(甲が選定した事業者による監査を含む。)を実施することができる。

2 乙は、前項により甲が情報セキュリティ監査を実施する場合、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を情報セキュリティ監査対応計画書等により提示しなければならない。

3 乙は、自ら情報セキュリティ監査を実施した場合、その結果を甲に報告しなければならない。

【不開示情報(個人情報を除く機密性3情報)を取り扱う場合】

第73条 乙は、甲が預託した情報又は本件業務において乙が収集若しくは作成した情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 本委託業務により知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいすること。

(2) 本委託業務により知り得た一切の情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、情報の滅失毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、適正な情報管理体制等の確保を確認するための資料として甲に提出した情報管理体制図、情報処理取扱者名簿、情報管理等を定めた社内規則に変更がある場合は、予め甲の同意を得るものとする。

5 甲は、必要があると認めるときは、情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還又は削除するとともに乙が管理する経理書類については適切に保管すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 乙は、甲が情報について漏えい滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8 第2項、第5項及び第7項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

【不開示情報(個人情報を除く機密性3情報)の取扱を第三者に認める場合】

9 乙は、本委託業務の遂行上、情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合(当該第三者が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をい

う。)である場合も含む。以下同じ。)には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。

10 乙は、情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(電磁的方法による提出)

第74条 委託事業を実施するに当たって必要となる文書の提出については、書面による提出や報告を求める必要がないと判断される場合、電磁的方法でも可能とする。

(疑義の解決)

第75条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上解決するものとする。

上記の契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省初等中等教育局長
○ ○ ○ ○ 印

乙 住 所
名称及び
代表者名 印

別紙(銀行口座情報)

住所	_____
〒	_____
名称	_____
代表者役職名、氏名	_____

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座 (注意: 国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)			
カナ口座名義 ※通帳に表記されているカナ口座名義を記入			
ゆうちょ銀行以外の金融機関			
金融機関名		支店名	
金融機関コード ※"0"を省略せずに必ず4桁で記入		店舗コード ※"0"を省略せずに必ず3桁で記入	
預金種別 ※普通預金、当座預金、別段預金のいずれかを記入		口座番号 ※必ず7桁で記入。7桁未満の場合は、頭に"0"を付けて7桁にすること。	
ゆうちょ銀行(通帳に表記されている 記号5桁 及び 番号8桁 を記入)			
例) 記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要)			
番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)			
ゆうちょ銀行	記号	1	0
	番号	_____1	
			※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8桁にすること。

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名、氏名	_____
電話番号	_____
メールアドレス	_____

※2注意 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

委託変更契約書(例)

○年○月○日付けをもって、支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（受託者を記入）（以下「乙」という。）との間で締結した「○○○○○事業（調査研究）」（委託契約書第1条に定める委託事業の題名を記入すること）に関する委託契約書について、下記のとおり変更する。

記

- 第○条第○項に規定する委託費「○,○○○,○○○円」を「○,○○○,○○○円」に変更する。
- 事業計画書のうち、経費について次のとおり変更する。

(単位：円)

経費区分	当初計画額	増減額	改計画額	備考
○○○○	○○,○○○	○,○○○	○○,○○○	
合計				

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住 所
名称及び
代表者名 印

(記載要領)

- 経費区分は、事業計画書の「委託業務経費」の内訳に合わせること。
- 事業の実施方法等の変更がある場合はそれも明記すること。

任意団体に関する事項

代表者 ○ ○ ○ ○

1. 団体名

2. 団体の目的

3. 団体の構成員及び役割等

役割等	構成員氏名	住 所	連絡先

4. 団体の主たる事務所の所在地

5. 委託業務における債務責任者（複数人可）

債務責任者 ○ ○ ○ ○

6. 責任者に事故等があった場合の措置

上記5における債務責任者が、本委託業務に係る債務の履行が不可能となった場合には、本委託業務に係る一切の債務を保証するものとする。

債務責任継承者 ○ ○ ○ ○

7. 会計事務処理の基準（旅費支給、謝金単価基準等）

8. 業務終了後（解散後）の債務継承（証拠書類等の保存義務等）

9. その他必要な事項

様式第3【任意団体に関する事項】記載要領

1. 「団体名」については、任意団体の団体名を記載すること。
2. 「団体の目的」については、任意団体の設立趣旨、実施目的等について具体的かつ簡潔に記載すること。
3. 「団体の構成員及び役割等」については、
 - ① 役割等・・構成員の任意団体内における、位置づけ、担当業務等を記載すること。（代表責任者、出納管理者、事務、アドバイザー等）
 - ② 構成員氏名・・任意団体を構成する人員（企業、法人等の団体そのものが構成員の場合は、当該団体名）を記載すること。
 - ③ 住所、連絡先・・原則記載することとするが、構成員全員の住所及び連絡先を記載することが困難な場合は、代表責任者の住所及び連絡先のみを記載すること。
4. 「団体の主たる事務所の所在地」については、任意団体が本事業実施において事務所等として使用している場所の住所について記載すること。
5. 「委託業務における債務責任者（複数人可）」については、本事業実施における任意団体内での債務責任者について記載すること。
6. 「責任者に事故等があった場合の措置」については、5. に記載した債務責任者が、事故、辞任等に変更された場合において、本事業における債務責任継承する者を記載すること。（5. において既に複数人の債務責任者を記載している場合は記載する必要はない。）
7. 「会計事務処理の基準（旅費支給、謝金単価基準等）」については、任意団体において定めている会計事務処理基準等（経費の支出基準について定めているもののみで可）を添付すること。（母体となる団体の会計事務処理基準に準じる場合は母体となる団体の会計事務処理基準を添付すること。）

例）委託業務における会計処理については添付の会計事務処理基準によるものとし、会計処理基準に定めがない場合には国の会計規程に基づいて処理する。等
8. 「業務終了後（解散後）の債務継承（証拠書類等の保存義務等）」については、本事業終了後及び団体の解散後も、引き続き必要となる債務についてどのように継承するのか具体的に記載すること。

例）証拠書類については債務責任者〇〇が事業終了後5年間保存し、金銭債務については債務責任者〇〇及び〇〇が連帯して負う。等
9. 「その他必要な事項」については、各事業担当課において任意団体に事業を委託するにあたって上記の外に必要な事項について適宜記載させること。

1. 決算総括表

区分	費目	種別	予算額(円)	決算額(円)	委託費の額(円)	備考	
支 出	人件費	人件費					
	事業費	諸謝金					
		旅費					
		借損料					
		印刷製本費					
		消耗品費					
		会議費					
		通信運搬費					
		雑役務費					
		消費税相当額					
	一般管理費	一般管理費					
	再委託費	再委託費					
	合計						
収 入	委託費の額						
	自己調達額						
	その他						
	合計						

2. 決算費目別内訳

(費目) 人件費

氏名	金額(円)	対象期間	支払年月日	備考
〇〇〇〇	** , ***	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇年〇月	議事録No. 〇

(費目) 事業費<諸謝金>

氏名又は 支払先	役職等	時間	単価	金額(円)	対象期間	用務等	支払年月日	備考
〇〇〇〇	〇〇小学校長	**	* , ***	** , ***	〇年〇月	第〇回〇〇会議出席	〇年〇月	議事録No. 〇
4月分計				*** , ***				

累 計				***,***				
計								

(費目) 事業費<旅 費>

氏 名	役 職 等	金額(円)	旅行期間	用務	用務先	支払年月日	備 考
〇 〇 〇 〇	〇〇大教授	**,***	0.0.0~0.0.0	〇〇講演会講師	〇〇県〇〇市	〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計							

(費目) 事業費<借損料>

内 訳	使 途	利用年月日	時間等	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備 考
会場借料	第〇回〇〇〇会議の開催	〇年〇月〇日	**	*,***	**,***	〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計							

(費目) 事業費<印刷製本費>

品 名	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備 考
〇〇報告書	***	***	**,***	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇〇印刷(株)	請求番号No.〇
計								

(費目) 事業費<消耗品費>

品 名	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備 考
ファイル	**	***	**,***	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇〇〇〇	請求番号No.〇
計								

(費目) 事業費<会議費>

品 名	会 議 名	利用年月日	数量(人)	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備 考
コーヒー	第〇回〇〇〇会議	〇年〇月〇日	**	*,***	**,***	〇年〇月〇日	請求番号No.〇
計							

(費目) 事業費<通信運搬費>

品名(内訳)	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備 考
切手(〇〇会議開催案内)	**	***	**,***	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	案内発送先:別紙のとおり
計							

(費目) 事業費<雑役務費>

内 訳	数 量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備 考
議決金銀行振込手数料	**	***	**,***	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	振込対象者:別紙のとおり
計							

(費目) 事業費<再委託費>

再委託の業務内容	金額(円)	再委託先名	支払年月日	備考
〇〇〇システムの構築	***,***	〇〇システム(株)	〇年〇月〇日	内訳の添付

(記載要領)

1. 事業計画書の「委託事業経費」の内訳に掲げる種別ごとに本様式による帳簿を作成し、当該種別毎にその経費の内容を記載すること。
2. 都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、人件費及び一般管理費を計上することができないので留意すること。また、教育委員会以外の団体であっても各事業の委託要項により人件費及び一般管理費を対象としない場合があるので留意すること。
3. 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記載すること。
4. 「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、消耗品等の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意志決定のなされた日（例えば、予算執行又は支出何文書の決裁のあった日）を記載すること。
5. 「納品年月日」及び「完了年月日」は、消耗品等の検収年月日を記載すること。
6. 帳簿は、種別毎に毎月の額を集計し、その額を月分計として記入し、更に当該月までの額を集計し、その額を累計として記入すること。

年 月 日

再委託承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○

名称及び ○○○○○

代表者 ○ ○ ○ ○

○年度「(委託事業名) (委託契約書第1条に定める委託事業名を記入すること)」の事業計画のうち、
下記によりその一部を再委託したいので、委託契約書第○条第○項の規定により承認願います。

記

1. 再委託先 (住所及び氏名)
2. 再委託を行う業務の範囲
3. 再委託を必要とする理由
4. 所要経費

円

年 月 日

再々委託届出書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○

名称及び ○○○○○

代 表 者 ○ ○ ○ ○

○年度「(委託事業名) (委託契約書第1条に定める委託事業名を記入すること)」の事業計画のうち、
下記によりその一部を再々委託しますので、委託契約書第○条第○項の規定により届け出ます。

記

1. 再委託先

2. 再々委託先 (住所及び氏名)

3. 再々委託を行う業務の範囲

年 月 日

事業計画変更承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

名称及び ○ ○ ○ ○ ○ ○

代 表 者 ○ ○ ○ ○

○年度「○○○○○事業（調査研究）（委託契約書第1条に定める委託事業名を記入すること）」の事業計画を、下記により変更したいので、委託契約書第○条第○項の規定により承認願います。

記

1. 変更事項

(1) 変更前：

(2) 変更後：

2. 変更理由

3. 変更が事業計画に及ぼす影響及び効果

年 月 日

委託契約変更承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

名称及び ○ ○ ○ ○ ○

代表者 ○ ○ ○ ○

○年度「○○○○○事業（調査研究）（委託契約書第1条に定める委託事業名を記入すること）」の委託契約を、下記により変更したいので承認願います。

記

1. 変更事項

(1) 変更前：

(2) 変更後：

2. 変更理由

3. 変更が事業計画に及ぼす影響及び効果

年 月 日

委託事業廃止等承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

名称及び ○ ○ ○ ○ ○ ○

代 表 者 ○ ○ ○ ○

○年度「○○○○○事業（調査研究）（委託契約書第1条に定める委託事業名を記載すること）」の委託契約を、下記により廃止（中止）したいので、委託契約書第○条の規定により承認願います。

記

1. 廃止（中止）の理由

2. 廃止（中止）後の措置

年 月 日

精 算 払 請 求 書

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長 殿(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○
名称及び ○○○○○
代表者 ○ ○ ○ ○

下記のとおり、請求します。

記

委託事業名	【記入例】 (委託費の場合) ○○年度 ○○○委託事業「○○○○」
契約額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

○年度「（委託事業名）」支払計画書

（受託者名） _____

（単位：円）

種 別	支 払 実 績 又 は 予 定 額																合 計	
	第 1・四半期				第 2・四半期				第 3・四半期				第 4・四半期					
	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	小計	1月	2月	3月	小計		
合 計																		

（記載要領）

1. 各月ごとの種別の支出予定金額を記載すること。
2. 消費税相当額は、最終月又は納税予定月に計上すること。

委託費支払計画書

(第〇〇回)

〇年〇月〇日提出

〇年〇月〇日現在

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○

名称及び ○○○○

代表者 ○ ○ ○ ○

委託事業名

(単位：円)

A 費 目	B 当 初 予算額	C 変 更 承認済 予算額	D 支 払 実 績 又 は 予 定 額							計	前 回 ま で の 概 算 払 額	今 回 概 算 払 額	備 考
			第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期				第4・四半期				
					10月	11月	12月	計					
合 計													

(記載要領)

1. 本表は、第3・四半期において概算払請求する場合の例示である。
2. 概算払の請求は、各四半期毎の所要見込額とする。ただし、各四半期毎に請求を行わない場合には、既に経過した四半期について併せて請求すること。
3. この表は、各月毎の支払実績及び見込額を記入して作成すること。第4・四半期の3月の欄には、翌月以降の支払予定額も計上すること。
4. 変更承認済予算額の欄は、変更承認された場合、又は変更契約を行った場合のみ記入する。
5. 消費税相当額は、最終月又は納税予定月に計上するものとする。
6. 右最上段には、本表を作成した日（何日までは実績を計上したか）を記入する。
7. 代表者印等の押印は不要。

年 月 日

概 算 払 請 求 書

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長 殿(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○○
名称及び ○○○○○
代表者 ○ ○ ○ ○

下記のとおり、請求します。

記

委託事業名	【記入例】 (委託費の場合) ○○年度 ○○○委託事業「○○○○」
契約額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

資産及び預り資産管理表

(資産管理表)

整理番号				
品名		取得価格	円	付属品 機器 又は その他 関係
仕様		取得年月日		
		製造年月日		
		製造番号		
年月日	管理場所	管理責任者		摘要

(預り資産管理表)

国に所有権を移転した年月日

年 月 日

貸付契約締結年月日	貸付期間	貸付を受けた理由(用途)

(記載要領)

1. この表は、一資産毎に作成すること。

標 示 ラ ベ ル

文部科学省委託業務	
〇〇年度〇〇〇〇委託費	
品 名	
備 考	

(注) 備考欄には、業務題目、取得年度、整理番号等を必要に応じ記載する。

年 月 日

変 更 届

支出負担行為担当官
文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○○○○○○○○○○○
名称及び ○○○○○
代表者 ○ ○ ○ ○

○年度「○○○○○事業（委託契約書第1条に定める委託事業名を記載すること）」について、下記の事項を変更したので委託契約書第○条の規定により、通知します。

記

1. 変更事項

(1) 変更前：

(2) 変更後：

2. 変更が生じた日付 年 月 日

3. 変更の理由

委託費支出明細書

1. 委託費の名称	○年度「○○○○○」（委託契約書第1条に定める委託事業名を記載すること）	
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 委託先の公益法人の名称		
4. 委託実績額	千円 (A)	
5. 委託費における管理費		
(1) 人件費	千円	
(2) 一般管理費	千円	
(3) その他の管理費		
内 容	金 額	
		千円
		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再委託されているものに関する支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
		千円
合 計		千円 (B)
(2) (1) 以外の支出		
支 出 内 容	支 出 先	金 額
合 計		千円
7. その他		
内 容	金 額	
		千円
合 計		千円
8. 再委託の割合	% (B/A)	

様式18(文部科学省所有の著作物預り証)

預り証

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇〇局長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名

〇〇年〇月〇日付け契約の《委託業務名》(契約書第1条で定めた委託業務の
題目を記入すること)第〇〇条により文部科学省が所有する著作物を下記のとおりお預
かりします。

記

1. 著作物

著作物名	数量	備考

2. 保管場所

3. 預り期間

契約書に定める期間

4. 事務担当者(窓口となる担当者を記載)

住 所 :

所 属 :

氏 名 :

TEL/FAX :

メールアドレス

様式 19 (翻案等申請書 (委託者))

支出負担行為担当官文部科学省〇〇〇〇局長 殿

著作物翻案、改変等申請書

申請日 年 月 日

委託契約者	住所 法人名 電話 FAX 部署・担当者氏名
委託契約件名	
使用著作物	著作物名 _____ 数量 _____
翻案、改変等の目的	
著作物翻案、改変等の内容	
著作物の翻案、改変等を行う期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
備 考	

著作物返却書

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇〇局長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名

〇〇年〇月〇日付け契約の《委託業務名》(契約書第1条で定めた委託業務の
題目を記入すること)第〇〇条によりお預かりした文部科学省が所有する著作物を下記
のとおり返納いたします。

記

1. 著作物

著作物名	数量	備考

2. 文部科学省が所有する著作物にかかる複製の有無及び複製数

3. 複製した著作物の返却数

4. 文部科学省が所有する著作物にかかる二次的著作物創作の有無 及び二次的著作物名

複製著作物処分報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
文部科学省〇〇〇〇〇〇局長 殿

(受託者) 住所
名称及び
代表者名

〇〇年〇月〇日付け契約の《委託業務名》(契約書第1条で定めた委託業務の
題目を記入すること)に必要な複製した文部科学省が所有する著作物を第34条の定め
により下記のとおり処分しましたので報告します。

記

1. 複製した著作物

複製した著作物名	数量	備考

2. 複製した著作物にかかる配付等の状況

3. 複製した著作物の処分数

4. 複製した著作物の処分予定日

5. 複製した著作物の処分場所及び処分方法

年 月 日

個人情報利用申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

名称及び ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

代 表 者 ○ ○ ○ ○ ○

○年度「(委託事業名) (委託契約書第1条に定める委託事業名を記入すること)」に係る個人情報について、下記のとおり利用したいので、委託契約書第○条第○項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 利用しようとする個人情報

2. 利用方法

3. 利用しようとする機関

4. 利用しようとする期間

利用承認の日から 年 月 日まで

5. 利用を必要とする理由

6. 管理体制・方法等

年 月 日

成果利用承認申請書

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(受託者) 住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

名称及び ○ ○ ○ ○ ○ ○

代 表 者 ○ ○ ○ ○

○年○月○日付け○年度《委託業務名》（契約書第1条で定めた委託業務の題目を記入すること）について得られた成果を、このたび下記のとおり利用したいので委託契約書第○条の規定により申請いたします。

記

1. 利用しようとする成果

2. 利用の方法

3. 成果を利用しようとする時期

4. 利用を必要とする理由